

安城市自治基本条例（案）に関するパブリックコメント制度による意見募集結果（修正）

	該当の条文	意見	市の考え方
1	前文	<p>2人の中学生・小学生を持つ主婦です。前文で「おとなも子どもも個人として尊重され、未来を担う子どもたちに引き継ぎたいと願っています」と掲げられています。現状を省みてみますと、企業の大量解雇、大量の不法投棄ごみ、少しも減らない地球温暖化ガスによる地球規模の気候変動など、このままではとても子どもたちに引き継ぐことなどできませんし、「そんなあんじょう私たちはいらぬよ」と聞こえてきそうです。</p> <p>納税義務も選挙権もない子どもたちの声を誰が聴いてくれるでしょうか。この子たちの声を聴いていただける機会などもこの安城市自治基本条例には盛り込んでいただけるのでしょうか。</p>	<p>この条例では、「おとなも子どもも個人として尊重され、だれもが幸せに暮らし続けられるまち」を理想とするまちの姿とし、市民、議会、行政の担う役割を明確にするとともに、共通の将来像や目標を共有し、協働してまちづくりに取り組むことを規定しています。</p> <p>「子どもの権利」について市民会議や策定審議会では、権利を与えるのであれば義務も課すべきとの意見もあり、<u>意見の集約ができず、市としてまだ意思決定されていないため、今回については盛り込まないこととしましたが、この条例には見直し規定もありますので、引き続き検討してまいります。</u></p>
6	第9条「市民の責務」、第11条「議員の責務」、第12条「市長等の責務」及び第13条「職員の責務」	<p>「市民の責務」は逐条解説によって良くわかりました。これを踏まえて意見を述べます。</p> <p>第11条「議員の責務」では、「…努めます」、第12条「市長等の責務」第2項では、「…図ります」、第13条「職員の責務」第1項では「…推進します」、同第2項では「…取り組みます」とそれぞれ努力義務として責務を規定しています。しかし議員、市長等および職員は、基本的に市民等の税金などで報酬等を受けることによって義務に近い責務があるものと考えます。</p> <p>各項に掲げていることはすべての安城市民がこぞって賛同するものであり、「努力します・図ります」ではなく、「します・やります」が適当ではないかと思えます。今後は、この意気込みが感じられる安城市自治基本条例であってほしいと望む一市民です。</p>	<p>個人の行動規範が求められる議員や職員については義務や努力目標を、それぞれ規定する内容に応じて責務規定として表現しています。</p> <p>「努める」は、困難や苦しさ能耐えて、何かをしようと努力すること、「図る」は、ある目的を実現するために、さまざまな角度から考え、手だてを講じ、実行に移すこと、「推進する」は、事業や計画など物事が目的に向かって前進するようにすること、「取り組む」は、真剣に事をするということであり、前向きな考えが変わるものではないと考えています。</p> <p><u>なお、条例施行までにフォーラムや研修会を開催し、条例の理念に則った市政運営を実行してまいります。</u></p>